火曜日・金曜日 (祝祭日に当たるときは翌日発行)

発行人 大 分 具

編集

九州凸版印刷朱式会生 (定画 箇年 三万八千八百八十円)

<sup>此</sup>売業、小売業」、 技術サービス業」、

	ノノノルルへます	人分旦丁ド	し、してなる		年
プ月二十一日		第一四号	令 和 元 年		学行人 ファケーリー
(	金	曜	日	)	彩重
に属する県内の事業所から任意に抽出した千事業所を対象とする	「医療、福祉」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他)	泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、	業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門	供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「知	ラが古塔丘扇林 豆会社 一(気イニー 食名・ニフノニ ノモノード)

目

示

令和元年度労働福祉等実態調査の実施…………………………………………………………………………… 次 Ŧī. 四 者・派遣労働者、 調査の項目 調査の期日 調査の方法 令和元年六月三十日現在によって行う。 事業所の現況、 登用制度、 労働時間、 退職金制度及び働きやすい環境づくり 休日休暇制度、育児・介護休業等制度、 に分類されないもの)」) 「教育、学習支援業」、 パートタイム労働

別に定める調査票を用いて行う。

六

この調査は、

大分県統計条例第二条第二項に規定する県基幹統計である。

その他

大分県告示第七十四号

良区の定款変更を認可した。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、次の土地改

令和元年六月二十一日

真玉町土地改良区 土 地 改良 X 名 豊後高田市 所 在 地 令 元・ 認 六・一一 可 年月 日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

瀬 勝 貞

大分県告示第七十五号

産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和元年六月二十一日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり農林水

調査の目的

大分県知事

広

のとおり実施する。

令和元年六月二十一日

大分県告示第七十三号

〇 告

示

実態統計(県基幹統計第九号)を作成するため、令和元年度大分県労働福祉等実態調査を次

大分県統計条例(平成二十一年大分県条例第十四号)の規定に基づき、大分県労働福祉等

県内の民間事業所における労働条件や労働福祉等について、その実態と動向を把握し、

今後の労働施策を推進するための基礎資料を得ることを目的とする。

調査の対象 統計法(平成十九年法律第五十三号)第二条第九項に規定する統計基準である日本標準

産業分類に定める大分類のうち十五大産業(「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱 保安林予定森林の所在場所 佐伯市蒲江大字森崎浦字阪本六六九番一七一、六六九番一八二、六六九番一九九、字天

大分県報

令和元年六月二十一日

大分県報 (告示)

 $\equiv$ 産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。 三 大分県告示第七十六号 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり農林水 南部振興局並びに佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。 2 場前八九八番四八、 1 1 水源の涵養指定の目的 指定の目的 指定施業要件 六、七八一番、七八二番 指定施業要件 保安林予定森林の所在場所 佐伯市蒲江大字波当津浦字貝ノ浦七七二番二、七七二番二一、七七四番一三、 令和元年六月二十一日 土砂の流出の防備 立木の伐採の方法 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 立木の伐採の方法 「「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県 次のとおりとする。 村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 次の森林については、主伐は択伐による。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町 主伐に係る伐採種は、定めない 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町 字貝ノ浦七七二番二一(次の図に示す部分に限る。) 八九八番一〇〇、八九八番一〇一、八九八番一〇五 大分県知事 広 瀬 勝 七七四番 貞 及び路線名 道路の種類 供用を開始する。 一三号 道路の種類及び路線名 いて一般の縦覧に供する。 区域を変更する。 大分県告示第七十七号 いて一般の縦覧に供する。 大分県告示第七十八号 般国道二 その関係図面は、令和元年六月二十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置 その関係図面は、令和元年六月二十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の 部森林保全課及び大分県南部振興局並びに佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。 2 令和元年六月二十一日 令和元年六月二十一日 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 豊後高田市羽根字中塚三一九四番八 豊後高田市羽根字中塚三二九四番 豊後高田市羽根字中塚三一九四番六 豊後高田市羽根字中塚三二九四番 杵築市大字大内字堂面三八一四番三から 区 間 供 用 開 大分県知事 大分県知事 始 前 後 別 区 前 後 間 広 五 三 五 広 敷地の幅員 <u>\frac{\frac{1}{2}}{\frac{1}{2}}</u> メートル · 五. 瀬 瀬 供用開始年月日 次のように道路の 勝 勝 延 二七五・四 一七三・〇 メートル 長 貞 貞

Read to 1	(昭和四十三年法律第百号)第 を作成するに当たり、都市計画法 を作成するに当たり、都市計画法 を作成するに当たり、が田市の住民 四条の規定により、竹田市の住民 四条の規定により、竹田市の住民 四条の規定により、竹田市の住民 一、その旨を大分県庁ホームペー を作成することができる。なお、公 田をすることができる。なお、公 日、その旨を大分県庁ホームペー を作成するに当たり、都市計画法 を作成するに当たり、都市計画法 を作成するに当たり、都市計画法 を作成するに当たり、第二条の 四条の規定により、竹田市の住民 中六月二十一日 本 「村田総合庁舎」三階大会議室 「中六月二十一日から 年六月二十一日から 年六月二十一日から 年六月二十一日から 年六月二十一日から 年六月二十一日から	大分県告示第七十九号 本市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定により、 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定により、 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定により、 で変更の案を作成するに当たり、都市計画法に基づく公聴会の開催手続整合を中止し、その旨を大分県庁ホームページに登載する。 一都市計画の種類 竹田都市計画道路 本 位 名 本 「位」はは、別図のとおり) 三・五・七号 「中田末大字玉来字玉」「中田市大字玉来字玉」「中田市大字玉来字玉」「中田市大字玉来字玉」「中田市大字吉田字横」一部区域の三・五・七号 「開催日時 令和元年七月二十五日 午後七時から開催日時等 令和元年七月二十五日 午後七時から開催場所 竹田総合庁舎 三階大会議室 四 閲覧期間 令和元年七月二十五日 午後七時から 開催場所 竹田総合庁舎 三階大会議室	で   で   で   で   で   で   で   で   で   で	大分市大学会々千六百五十番地 (「別図」は、省略し、都市計る。)  「別図」は、省略し、都市計る。)  「別図」は、省略し、都市計る。)  「別図」は、省略し、都市計る。)  「別図」は、省略し、都市計る。  「別図 は、省略し、都市計る。  「別図 は、省略し、 「別の は、省略し、都市計る。  「別の は、省略し、、都市計る。  「別の は、省略し、 第市計る。  「別の は、省略し、都市計る。  「別の は、省略し、都市計る。  「別の は、省略し、都市計る。  「別の は、省略し、都市計る。  「別の は、省略し、都市計る。  「別の は、省の は、省の は、 は、省の は、 は、 は、 は、 は、 は、 は は は は は は は は は は
県道糸原杵築線	で   作築市大字大字	で 作築市大字大内字平原三九三七番三地先ま		нл н
	で			
				11
				<b>有臣子 フラン・フトコー 名士 一有臣子及前前</b>
大分県告示第七十	九号			省略し、
<b>邻有計画去(昭</b>	11四十三丰去聿第三	<b>孛) 将十六条第一頁の規</b>		
者 下言 [1] · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		サン		
の変更の案を作成		計画法に基づく公聴会の		
和四十四年大分県	規則第五十七号)第二	一条の規定に基づき、公	「聴会を開催する。	
				( )
同規則第四条の		の住民及び利害関係人は	公述申出期限までに、	<b>尹</b>
に公述の申出をする	ることができる。など	お、公述申出期限までに		医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
	'			
	1	ムページに登載する。		
令和元年六月	二十一日			<b>ప</b> ్ర
			瀬勝	令和元年六月二十一日
一都市計画の重	領			<b>広</b> 頼 勝
都市	道路			の日
都市計画の	更に係る事項			令和元年十二月八日(日曜日)午前十時三十分から午後四時まで
日 祁	<u>प</u>	-	欠のとおり変更する。	
E	D	-		
	位	置	と言う 死亡	大分市金池南一丁目五番一号
			変更の概要	J:COMホルトホール大分
	走	糸		
四・二号	竹田市大字竹田字山	竹田市大字玉来字玉	一部区域の変更	大分市大手町三丁目一番一号
玉来線	手	来		大分県庁舎本館二階正庁ホール及び新館十四階大会議室
· 七 号	竹田市大字玉来字玉	竹田市大字吉田字黄	一部線形の変更	大分市存为町一丁目五番三十八号
{ { }	作日下フミニックニ	1.1日子 カララ 日子村	一音終开の変見	
来吉田線	来	枕	区域	コンパルホール
	図のとおり)			
	日侍等			干前干後各二時間ずつとし、欠の項目に 
-	和元年七月二十五日	午後七時から		午前の部
		会議室		
閲覧期間				
令和元年六月	二十一日から			
令和元年七月	五日まで			午後の部
五 公述申出期限				一 主な医薬品とその作用
	Î.			
令和元年七月五日まで	五日まで			□ 薬事に関する法規と制度

大分県報(告示・公告)

### 四 申請手続

## 1 提出書類

- 受験申請書(氏名及び生年月日は、戸籍に記載されたとおりに記入すること。)
- に貼付すること。) 横三センチメートルのもので、裏面に氏名及び生年月日を記載した写真を所定の場所横三センチメートルのもので、裏面に氏名及び生年月日を記載した写真を所定の場所 写真台帳(申込前六月以内に撮影した正面、上半身、無帽、縦四センチメートル、

# 2 受験手数料

なお、納付された手数料は、返還しない。は勤務する者以外の者で郵送により提出する場合は、現金書留により納付すること。一万三千円を受験申請書提出の際に現金で納付すること。ただし、大分県内に居住又

#### 3 提出先

大分県内に居住又は勤務する者

- 住所地又は勤務地を所管する保健所(保健部を含む。以下同じ。)に提出するこ

なお、郵送による提出は、受け付けない。

# 一以外の者

大分県福祉保健部薬務室(〒八七○—八五○一 大分市大手町三丁目一番一号)に

提出すること。

なお、郵送により提出する場合は、必ず現金書留に同封すること。

#### 4 提出部数

正本及び副本各一部。ただし、大分県福祉保健部薬務室に提出する場合は、正本一部

とする。

なお、副本は、正本の写しでよい。

# 申請受付期間

Ŧī.

令和元年八月二十六日(月曜日)から九月六日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日を除

く。)の午前八時三十分から午後五時十五分までとする。

ただし、郵送の場合は、同日までの消印のあるものに限り受け付ける。

#### 六 合格発表

1 発表日時

令和二年一月十五日(水曜日) 午前十時

# 発表方法

合格者の受験番号を大分県庁舎本館一階県政展示ホール内掲示板に掲示するととも

に、大分県ホームページに掲載する。

なお、電話や電子メールによる合否の照会は、受け付けない。

3 合格者の通知

合格者には、合格通知書を申請書記載の住所に郵送する。

4 得点に関する開示

証等を持参の上、大分県福祉保健部薬務室において、開示請求を行うこと。者は、合格発表日以後三十日以内に、受験票又は本人であることが確認できる運転免許受験者本人から申出があった場合に限り、その者の得点を開示する。開示を希望する

なお、電話による開示請求は、受け付けない。

### 七 注意事項

- でこ届いない場合は、大分長届止呆建邦奏務をご連絡しなこと。1 十一月上旬に受験票を申請書記載の住所へ郵送するので、十一月十一日(月曜日)ま
- 大分県福祉保健部薬務室 電話番号 〇九七―五〇六―二六五〇でに届かない場合は、大分県福祉保健部薬務室に連絡すること。

2 午前の部、午後の部とも、試験開始時刻を三十分経過した後は、試験室への入室を認

めない。

- て、その受験を停止させ、又はその合格を無効とすることができる。
  3 試験に関して不正の行為があった場合には、その不正行為に関係のあった者につい
- 4 受験者用の駐車場はないので、公共交通機関等を利用すること。
- 5 その他の注意事項については、受験票に記載する。

#### ハ その他

は、大分県福祉保健部薬務室のホームページに掲載する。 受験申請書及び写真台帳の様式並びに問合せ先及び受験申請書提出先の保健所の連絡先